

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認京都地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（B市）（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（D市）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和41年8月1日）及び資格取得日（昭和42年3月21日）を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、E株式会社（現在は、C株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和45年8月17日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間③に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月1日から同年12月1日まで  
② 昭和41年8月1日から42年3月21日まで  
③ 昭和45年8月17日から同年10月1日まで

私は、昭和39年8月1日にA株式会社に入社しF工場において勤務、

40年にA株式会社のグループ会社に転勤し、45年8月から再びE株式会社F工場に勤務した。入社してから、途中退社、病欠も一度も無いのに厚生年金保険の記録が抜けているのはおかしい。C株式会社からの証明書を添付するので、抜けている期間を厚生年金の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C株式会社が保管する退職金記録帳、当時の事務担当者と複数の元同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和39年8月1日からA株式会社(B市)に勤務していたことが確認できる。

また、C株式会社は、「申立人は、いずれの申立期間についても、常勤の正社員で勤務し、厚生年金保険料についても控除していた。」と回答している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社(B市)に係る昭和39年12月の社会保険事務所(当時)の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「関係資料は無いが、申立人から控除した保険料を納付しないと考えられない。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、社会保険事務所の記録では、申立人はA株式会社(D市)において昭和40年8月1日に資格取得し、41年8月1日に資格喪失後、42年3月21日に同社において再取得しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかし、C株式会社の上記回答、上記退職金記録帳、当時の事務担当者と複数の元同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間②において、A株式会社(D市)に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社(D市)に係る昭和42年3月の社会保険事務所の記録から4万2,000円とする

ことが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「関係資料は無いが、申立人から控除した保険料を納付しないとは考えられない。」と主張しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年8月から42年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、C株式会社の上記回答、上記退職金記録帳、当時の事務担当者と複数の元同僚の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人は、A株式会社（D市）から関連事業所であるE株式会社に継続して勤務し（昭和45年8月17日にA株式会社（D市）からE株式会社に転籍）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のE株式会社に係る昭和45年10月の社会保険事務所の記録から6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「関係資料は無いが、申立人から控除した保険料を納付しないとは考えられない。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 31 日から 44 年 5 月頃まで  
② 昭和 45 年 1 月頃から 47 年 3 月頃まで

私は、昭和 43 年 1 月 31 日から 44 年 5 月頃までの期間及び 45 年 1 月頃から 47 年 3 月頃までの期間において、新車を運ぶ運転手として、有限会社 A に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和 43 年 1 月 31 日交付の失業保険被保険者証を所持している上、同時期に同じ仕事をしていた同僚に聞いたところ、彼は厚生年金保険の加入記録が有ると言っていたので、私の厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び有限会社 A の複数の元同僚の供述から、少なくとも申立期間の一部において、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、有限会社 A は、申立人に係る関係書類を保存していない旨の回答をしており、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の元同僚は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない上、申立期間当時の社会保険事務の担当者及び複数の同僚は、有限会社 A では、必ずしも全

従業員を厚生年金保険には加入させていなかった旨の供述をしている。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、失業保険被保険者証を所持していることから、申立期間において有限会社Aで厚生年金保険に加入していたと主張しているが、同僚の雇用保険の加入記録を確認したところ、複数の同僚について、雇用保険と厚生年金保険の加入記録が一致していないことが確認でき、雇用保険に加入しているにもかかわらず、厚生年金保険に直ちに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。